国保

国民健康保険 保健証の定期更新 など

保険証の定期更新

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（以下、保険証）の有効期限は、平成27年7月31日㈮です。7月下旬に新しい保険証（一般＝クリーム色、退職＝薄橙（うすだいだい）色）を普通郵便で送付します。

簡易書留での郵送や窓口での交付を希望する人は、7月10日㈮までに保険健康課保険業務係または各支所市民保険係にお問い合わせください。

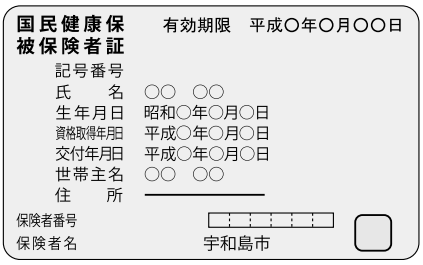

一般保険証（クリーム色）見本

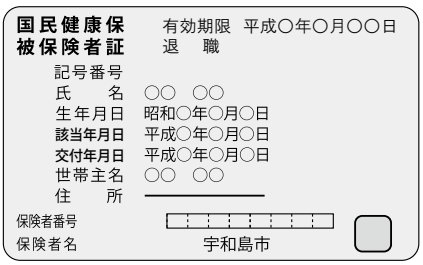

退職保険証（薄橙色）見本

臓器提供意思表示欄

臓器提供に対する自分の意思を表示することができるように、保険証の裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。臓器提供意思表示欄の記入は任意です。

【臓器移植とは】

臓器移植とは、病気や事故によって臓器が機能しなくなった人に、ほかの人の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療です。

【注意事項】

▽臓器提供意思表示欄の記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

▽油性のペンで記入してください。なお、記載内容を隠すための保護シールが必要な人は、保険健康課保険業務係または各支所市民保険係の窓口へ。

▽記入後、内容を変更したいときは二重線を引くなどして、新たな意思を記入してください。

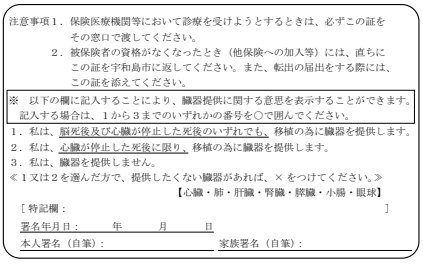
注意事項1．保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
2．被保険者の資格がなくなったとき（他保険への加入等）には、直ちにこの証を宇和島市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3．私は、臓器を提供しません。

≪1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。≫
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

［特記欄：　　］

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：

臓器提供意思表示欄付き保険証裏面見本

※詳しくは保険証に同封するパンフレットをご覧ください。

退職者医療制度
職権による切替

国保一般に加入している人が、平成27年3月31日㈫以前に退職被保険者・被扶養者の適用要件に該当し、担当課で要件確認ができる場合は届出を省略し、切り替え（職権による適用）をして、退職被保険者証（薄橙色）を郵送します。

※切り替えに必要な情報確認のため、問い合わせをする場合があります。

※退職被保険者の適用を受けた人の保険料や負担割合は国保一般被保険者と同じです。

【退職者医療制度】

国民健康保険の健全な運営のため、かかる医療費の一部を会社や共済組合など（被用者保険）からの拠出金でまかなう制度です。

【適用要件とは】

○本人

65歳未満で厚生年金や各種共済組合などから老齢（退職）年金を受給していて、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある人

○被扶養者

退職者本人の直系尊属、配偶者、3親等以内の親族、または配偶者の父母と子で、年間収入130万円（障害者や60歳以上の人は180万円）未満の人

【問合先】保険健康課保険業務係☎内線2134・2180

くらし

後期高齢者医療制度

※詳しくは保険証に同封する、「制度のご案内」をご覧ください。

【問合先】保険健康課後期高齢者医療係☎内線2181・2187

保険証が新しくなります

現在お持ちの保険証（オリーブ色）の有効期限は、平成27年7月31日㈮までです。8月1日㈯からは、**新しい保険証（薄桃色）**に変わります。

【対　象】▽75歳以上の人または、▽65歳以上75歳未満の一定の障がいがある人で、本人の申請により、県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

【一部負担割合】1割または3割

※平成26年中の所得によって決定します。

【交付時期】7月下旬に郵送します。8月直前になっても届かない場合や不明な点がある場合はお問い合わせください。

新しい保険証が届いたら、**住所・氏名・一部負担割合**などを必ず確認してください。

簡易書留での郵送を希望する人は、7月9日㈭までにお問い合わせください。

※8月以降に75歳になる人の保険証は、誕生日の前月に送付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減認証）も平成27年7月31日㈮が有効期限です。

現在所有していて次の要件を満たしている人は保険証と一緒に郵送します。新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。

【要　件】

①保険料の滞納がない

②平成27年度の住民税が非課税の世帯

③世帯内に所得の未申告者がいない

※長期入院該当の減認証が8月以降も必要な人は、申請の有無について、お問い合わせください。

保険料の通知書を送付します

平成27年度の保険料額決定通知書を7月下旬に送付します。保険料は、1人ひとりに等しくかかる**「均等割額」**と、前年の所得に応じた**「所得割額」**の合計額です。

（均等割額）45，231円

（所得割額）基礎控除（33万円）後の前年の総所得金額などの9・05％

▽10円未満切り捨て、限度額は57万円です。

▽世帯の所得によって、均等割額の一部が軽減される場合があります。

▽所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

▽制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者だった人は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

年金

国民年金保険料の免除申請が始まります

多段階の一部（全部）免除の受付を7月から開始

国民年金保険料（平成27年度月額1万5，590円）の支払いが経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除又は一部納付制度」をご利用ください。

全額免除・一部納付（一部免除）は、本人と配偶者と世帯主の前年所得により審査されます。

それ以外には天災・失業・倒産などを理由とするときに限られます。

「免除」と「未納」の違い

「全額免除」と「未納」には大きな違いがあります。

まず、「全額免除」は年金を受給する際の加入期間として算入することができますが、「未納」は算入されません。

次に、受給権が発生した後、全額免除期間は2分の1が国庫支出金で賄われますが、未納であった期間については支給額は0円です。

また、未納の状態では障害年金の請求権も発生しません。納付が困難な場合は免除申請が可能かご相談ください。

ご注意ください

一部納付制度は、一部納付額を支払わなかった場合、一部免除が無効になるため、将来の老齢基礎年金の額には反映されません。

また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【問合先】

市民課国民年金係☎内線2133

宇和島年金事務所国民年金課☎22－5344